

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 19 日現在

機関番号：11201

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730003

研究課題名（和文）教育制度改革期における学校教育紛争の変容と教育 ADR 構築に関する法社会学的研究

研究課題名（英文）A Study of Transformation of School Conflict and Construction of Education ADR in Education System Reform Period

研究代表者

土屋 明広（TSUCHIYA AKIHIRO）

岩手大学・教育学部・准教授

研究者番号：50363304

研究成果の概要（和文）：本研究は、学校教育紛争の変容について、特に教育改革法制と学校・教師と保護者の関係性に着目して分析し、関係機関の現状の調査を踏まえて双方の関係性再構築に資する教育 ADR の構築の手掛かりを得ることを目的とするものである。研究の結果、教育改革法制のもと、学校・教師と保護者は垂直的な関係から水平的な関係に変容しつつあること、そのもとで保護者要求の困難化が生じ、学校現場が混乱を来していること、他方で保護者の合意調達を目的とする対応システムの整備によって、学校・教師が新たに不可視的な優位性を構築しつつあることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to analyze the transformation of school conflict in education reform period, especially focuses on education reform laws and relations between school teachers and guardians of pupils, for acquiring clues of education ADR. The results of this study are as follows, (1) there is a tendency that guardians gain superiority over teachers by introducing a market mechanism to school sphere, and (2) many schools are thrown into confusion by becoming difficult of guardian's claims, on the other,(3) there is another tendency that teachers gain new and invisible superiority over guardians by constructing the systems that aim to make agreements with guardians about their claim resolutions.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	600,000	180,000	780,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

1. 研究開始当初の背景

(1) 2000年以降、学校現場では、保護者による対応困難な要求の存在が大きな問題となってきた。それは、「自子中心主義」などと揶揄されるように、親たちによる子どもの教育環境改善・要望実現の学校・教師への過度な要求と特徴づけられるものであった。そして、このような「無理難題要求」は、現場教師たちを疲弊させ、保護者との関係を改善することも困難にし、結果的に子どもたちの教育環境の悪化を出来させていると論じられてきた。

しかし、このような保護者による「無理難題要求」が問題化＝紛争化しているにもかかわらず、それら紛争を適切かつ迅速に解決＝処理する方法論や制度論は不十分なままであった。

(2) 他方で、1980年代以降、公教育制度は度重なる改革の対象となってきた。なかでも2000年代以降の特徴として、学校現場の「私化」と「自律化」を挙げることができる。

前者の「私化」は二つの側面を持つものである。第一の側面は、学校選択制や企業による学校設置認可など、学校教育に市場原理が導入されたことであり、第二の側面は、保護者意識の高まりにより、学校教育が教育行政・学校・教師の専権的存在から個人的ニーズ充足の観点によって選択＝消費されるものへと転換したことを意味する。これらを総じて言えば、「私化」とは、学校教育が、教育行政による市民に対して提供される一方向的な教育サービスから、市民の個々のニーズに併せて提供される多様なサービスへと転換したことを意味するのである。

後者の学校の「自律化」とは、学校の裁量範囲が拡大し、また学校評議員制度や学校運営協議会制度などの導入によって、学校が独自に経営方針や経営戦略を立て、また自己評価を行うようになったことを指す言葉である。この変化は、二つのことを意味する。第一に、従来、学校経営は、教育行政と学校の教職員によって担われ、保護者や地域住民は

PTA活動やボランティア等に関わることはあるものの、その経営主体とはなり得なかった。しかし、今般の教育改革によって、保護者や地域住民は一定の権限を付与され、学校経営主体として経営に参画することが可能になった。第二に、学校が保護者・地域住民ニーズに即した特色ある経営体となることの表裏として、学校にPDCAサイクルにもとづく自己評価を通じた自己改善を求めるようになったことである。このように学校の「自律化」とは、学校が教育行政・教職員の専権的空間から多様な参画者による空間へと変容したことと併せて経営責任を求められるようになったことを意味するものである。

(3) 以上のような学校教育の「私化」と「自律化」といった変化は、学校・教師たちと保護者たちの関係性の変容を招来させるものであると考えられ、そのことが、保護者要求の困難化の淵源となっていることを予測させるものである。そのため、学校・教師と保護者の関係性の現代的な在り様と両者の間で生じる紛争の分析を行った上で、学校教育紛争適切的な処理制度を構築する必要性が高まっていると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、教育制度改革を視野に、学校教師と保護者の関係性の変容に着目して今後の学校教育紛争処理システム構築の足がかりを得ることを第一義的な目的とする。しかし、これは単に迅速で、効率的な処理システムの構築を目指すものではない。学校教育紛争処理の基盤に据えられる観点は、学校教育が、子どもたちの学びの空間であることを前提に、子どもたちの学びを保障することであると考えられる。そのため、特に学校・教師と保護者との関係性の改善を重視する制度設計が求められることになる。以上の目的を達成するために、以下の具体的な課題が設定される。

(1) 「私化」・「自律化」が教師と保護者との関係性並びに両者間で生じる紛争に具体的に如何なる影響を与えているのかについて考察する。これまでの研究が、制度分析による関係性変容を予測させるものであるとするならば、その具体的な変容の様相に着目することで、学校・教師と保護者との双方を分断/遮断する様を明らかにし、そのことを以て関係性(再)構築の手がかりを得られるものと考えられる。

(2) 様々な学校教育紛争処理システム、とくに裁判外の処理システム＝教育ADRについて、理論的、経験的に研究することによって、それらシステムの特質やメリット・デメリットを明らかにする。従来の法社会学的研究によれば、裁判制度が紛争処理に常に適すとは限らないことが明らかにされてきた。学校で生じる紛争処理も同様に考えられるため、裁判外の教育紛争処理について検討することで、新たな処理システム構築の手がかりを得ることとする。

(3) 上記(1)(2)で明らかになったことをもとに、保護者と学校・教師ともに学校教育の重要な担い手と位置づけ、双方の信頼関係・協働的教育実践を可能とする教育ADRについて制度構築の端緒とする。

3. 研究の方法

本研究は、文献をもとに行う理論的研究と、フィールドワークを通じた経験的研究とから構成される。具体的には以下の通りである。

(1) 理論的研究は、教育制度改革についての研究と、そのもとでの学校・教師と保護者との関係性の変容を論じた文献を収集し、検討する。また、紛争処理論全般や教育ADRに焦点を当てた研究の文献収集と検討を行う。

(2) 経験的研究では、第一に、全国の教育委員会で設置され始めている、保護者対応チームについてのヒアリング調査を行う。その調査においては、学校・教師と保護者との関係性の変容や保護者対応システムの設置経

緯や具体的な制度、そして運営実績や課題など、多岐に亘る質問項目をもとに実施する。調査は、主に「学校保護者相談室」(福岡市教育委員会)、「学校問題解決支援チーム」(京都市教育委員会)、「学校問題解決サポートセンター」(東京都教育委員会)を対象に実施する。第二に、補足的なものとして、全国の教育委員会で策定されている保護者対応マニュアルの収集、分析を行う。

4. 研究成果

本研究は教育制度改革期における学校・教師と保護者との関係性並びに学校教育紛争の変容についての考察を踏まえた処理システム構築の手掛かりを得ることを企図したものであった。採択年度間で明らかになったのは主に以下の(1)～(3)であるが、副次的に(4)についても指摘できる。

(1) 現在、学校に導入されつつある学校運営協議会や学校支援地域本部といった保護者・地域住民参画型学校運営システムには、学校と保護者等との関係を垂直的な関係(学校運営において学校が主、保護者等が従)から水平的な関係(協働的な学校運営)へと変容せうる可能性があること、しかし、同時に学校教育に導入され始めた市場原理によって、消費者サイドである保護者等が、サービス提供者サイドである学校・教師よりも優位な立場に立ち(新たな垂直関係)、無理難題要求問題を発生させている可能性があることが明らかになった。

(2) しかし、その一方で、学校・教師優位の新たな垂直関係が再編成される可能性もあることを見出した。それは、サービス提供者として位置づけられことになる学校・教師、そして管理団体である教育委員会が、通常業務の遂行やサービスの質の向上の一貫として、保護者対応システムを位置づけ、整備しつつあることに起因する。ヒアリング調査等の結果、保護者対応システムは、要求内容・方法にもとづく保護者のカテゴリー化、カウンセリング・マインド的な対応、保護者の納得と合意調達、学校運営の改善といった共通

の性質を持つことが明らかになった。そしてこのことは、(1) によって予想された学校と保護者との新たな関係性が、水平的関係もしくは保護者優位の垂直的關係としてではなく、むしろカウンセリング技法とマニュアルの整備・普及によって学校・教師が不可視的なかたちで保護者を管理する新たな垂直性を帯びることになり得ることを意味するのである。

(3) 以上の研究結果から、学校教育紛争処理システム構築の手掛かりとして以下の点を今後の課題として挙げることができる。第一に、学校・教師と保護者との関係性が、水平的関係あるいは二つの新たな垂直的關係性へと変容しつつあることから、学校教育紛争処理システムも、個別的なケースごとに両者の関係性(再)構築に関する手続を備えるものとして論じること。第二に、関係性(再)構築の具体的内容について詳らかにした上で、それに即した手続内容を考察すること。第三に、紛争処理システムとして、学校・教師の保護者管理志向の変容を組み込むことの可能性を考究することである。以上の検討を通じて、子どもたちの学びの保障の観点に立った学校・教師と保護者との関係性(再)構築を目途とする学校教育紛争処理システムの構築が可能になると考えられる。

(4) 以上の研究から、副次的に以下のことも明らかにし得た。近年の教育改革は、教育振興基本計画の国による策定、それを参酌した自治体の基本計画の策定、さらに学校評価システムなどの導入により国家管理の側面を強めてきた。それら新たな学校教育法制改革と保護者・地域住民参画型学校運営システムを照応的に分析することで、参画型学校運営システムが、教師や保護者などによる自治的な空間としてではなく、国家主導の教育を実施する機関として構想されていることが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計1件)

① 土屋明広、教育行政における「保護者対応」のシステム化とその課題、2013年度日本法社会学会学術大会、2013.5.11、青山学院大学(東京都)

[図書] (計2件)

① 江口厚仁・林田幸広・吉岡剛彦・土屋明広、他、ナカニシヤ出版、圏外に立つ法/理論、2012、322頁(207頁-304頁)

② 宿谷晃弘、河合正雄、土屋明広、他、成文堂、学校と人権、2011、144頁(15頁-17頁、44頁-51頁、55頁-64頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土屋 明広 (TSUCHIYA AKIHIRO)

岩手大学・教育学部・准教授

研究者番号：50363304